

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第六十一条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、内閣総理大臣」を「主務大臣」に、科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改める。

第五条の三中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、地方運輸局又は海運監理部の」を削り、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)第二百一十二条第一項の海事に関する事務」を、国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二条第二項に規定する事務」に改める。

第五条の五及び第二十二條の十の三第一項中「第二条第九号」を「第二条第一項第九号」に改める。

第二十二條の十の三第三項中「火薬類の運搬に関する総理府令」を「火薬類の運搬に関する内閣府令」に改める。

第六十條第八項中「第三項第二号及び第四項」を「第四項第二号及び第五項」に改める。

(内航海運組合法施行規則の一部改正)

第六十二條 内航海運組合法施行規則(昭和三十二年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

別記様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(ユース・ホステル整備費補助金交付規則の一部改正)

第六十三條 ユース・ホステル整備費補助金交付規則(昭和三十三年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一号様式から第三号様式まで中「編審」を「図計」に改める。

(船員の最低賃金に関する省令の一部改正)

第六十四條 船員の最低賃金に関する省令(昭和三十四年運輸省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八條第一項中「地方運輸局又は海運監理部の長」を「地方運輸局長又は海運監理部長」に改め、同条第二項中「地方運輸局又は海運監理部の」を削り、海運支局の長」を「海運支局長」に改める。

(港湾運送事業法施行規則の一部改正)

第六十五條 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。

第一条第二項中「地方運輸局又は海運監理部の」及び(以下「海運支局」という。))を削る。

別記様式中「運輸省印」を「国土交通大臣(地方運輸局長 海運管理部長)印」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(自動車ターミナル法施行規則の一部改正)

第六十六條 自動車ターミナル法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第五条第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第十八條中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三号様式中「編審」を「図計」に改める。

(国際観光振興会の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第六十七條 国際観光振興会の財務及び会計に関する省令(昭和三十四年運輸省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第八條第一号中「国際観光振興会法」を「法」に改める。

(船員に関する中小企業退職金共済法施行規則の一部改正)

第六十八條 船員に関する中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年運輸省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第五条中「地方運輸局又は海運監理部の」を削る。

(自動車輸送統計調査規則の一部改正)

第六十九條 自動車輸送統計調査規則(昭和三十五年運輸省令第十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四条中「地方運輸局」及び(以下「陸運支局長」という。))を削る。

(火薬類運送規則の一部改正)

第七十條 火薬類運送規則(昭和三十六年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(港湾関係補助金等交付規則の一部改正)

第七十一條 港湾関係補助金等交付規則(昭和三十六年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一条中「海岸」を「港湾に係る海岸」に改める。

附則第二項中「第六項」を「第七項」に改め、表第二条第三項の項中「第三条」を「第五条」に改める。

第一号様式から第三号様式まで、第五号様式から第十一号様式まで及び第十三号様式から第十六号様式まで中「編審」を「図計」に改める。

(国際観光振興会法施行規則の一部改正)

第七十二條 国際観光振興会法施行規則(昭和三十七年運輸省令第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(踏切道の保安設備の整備の補助に関する省令の一部改正)

第七十三條 踏切道の保安設備の整備の補助に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三条中「編審」を「図計」に改める。

第四条中「第一条」を「第二条」に改める。

第一号様式及び第三号様式中「編審」を「図計」に改める。

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)

第七十四條 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「命令」を「国土交通省令」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。